

2021年度

子ども・子育て支援制度

保育園入園の手引き



佐用町イメージキャラクター「おさよん」

佐用町

1 子ども・子育て支援新制度について

平成27年4月から質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実という3つの目標を掲げた「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。

1-1 認定制度について

子ども・子育て支援新制度では、保育所、幼稚園、認定こども園等を新規で利用する場合には、必ず利用区分についての認定を申請する必要があります。佐用町内の私立佐用マリア幼稚園も、平成30年度から子ども・子育て支援新制度の支給認定施設となっているため、申請が必要となります。

下表を参考に、認定区分、利用目的に応じた施設に申込みください。

対象児童	認定区分	利用可能施設	保育の必要性の 審査及び書類
満3歳以上で 教育のみを利用	1号認定	幼稚園 認定こども園	保育の必要性の審査は不要
満3歳以上で 保育が必要	2号認定	保育所 認定こども園	保育の必要性の審査が必要 当該児童が保育を必要とすることを証する書類を提出してください。 ⇒必要書類等は4ページを参照
満3歳未満で 保育が必要	3号認定	保育所 認定こども園	

※佐用町内に「認定こども園」はありません。

1-2 施設利用の流れ

施設利用が初めてのお子さんの場合は、必ず利用区分の認定申請を行う必要があります。施設によって利用手続きの手順が異なります。申し込みから入園までの手順を下表により確認してください。

施設	手順1	手順2	手順3	手順4
幼稚園	①希望園へ直接申し込む ②希望園を通じて利用のための認定申請をする	入園調整を受ける。 園から入園内定をもらう。	内定園を通じて1号認定の認定証を受け取る。	入所決定
保育所	①「保育の必要性」の認定を申請する ②希望園へ入所申込書を提出する。	2号または3号の認定証を受け取る	保育園入園申込書を提出し、町の入所調整を受け、入所内定をもらう。	入所決定

※継続利用で既に1号～3号のいずれかの支給認定を受けている場合は申請の必要なし。

1-3 「保育の必要性」の認定について

保育の必要性とは、利用可能な施設（支給認定）の決定を客観的に判断するための指標のことで、いくつかの条件によって判断されます。この条件のいずれにも該当しない場合で3歳以上は1号認定、1つでも該当する場合は2号または3号認定となります。

条件には次の基準がありますので、ご確認ください。

「保育の必要性」の認定基準	
①就 労 (家庭外労働・家庭内労働)	児童の親が家庭外で仕事、または家庭内で児童と離れて日常の家事以外の仕事をするのが普通なので、児童の保育ができない場合
②母親の出産	妊娠中であるか出産後間もない場合。 ※認定有効期間は、出産予定日の8週間前から、出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの必要な期間
③親の疾病等	児童の親が疾病にかかり、若しくは負傷し、または心身に障害を有している場合
④病人の看護等	児童の家庭に長期にわたる病人や心身に障害のある人がいるため、親が常時その看護に当たっており、児童を保育できない場合
⑤家庭の災害	火災、風水害、地震等で家屋を失ったり破損したため、その復旧の間、児童を保育できない場合
⑥求職活動	児童の親が就労のための活動をしており、保育ができない場合 ※認定有効期間は、3か月間
⑦就 学	児童の親が学生であり保育ができない場合。
⑧虐待やDVおそれ	児童の家庭内で虐待やDVのおそれがあり、児童を施設に預けることが好ましいと判断される場合
⑨育児休業取得後既に 保育を利用	既に保育所を利用している児童の親が出産等により育児休暇を取得し、保育が可能な状態となったが、退所による環境の変化が入所児童の発達上好ましくないと思料される場合
⑩その他	町長が認める前各号に類する状態にある場合

※上記基準の①については、月当たり48時間以上が必要です。

1-4 保育の必要量及び保育・教育の時間について

保育の必要量とは、保育の必要性の基準によって必要とされる保育時間のことで、該当する基準内容により必要量（保育時間）が3区分に調整されます。

なお、この必要量の判定により利用できる保育時間が標準時間認定、短時間認定に分けられ、それぞれの利用時間に応じて保育料の基準額も変わります。

保育の必要量の内容は次表のとおりです。

「保育の必要量」の3区分		
教育標準時間 (1号認定)	対象者	・「保育の必要性」の基準に該当しない方
	内 容	・原則的な教育時間は4時間です。
保育短時間 (2号・3号認定)	対象者	・①に該当し概ね月48時間から120時間までの勤務の方 または16時までのお迎えが可能な方 ・⑥・⑨に該当し、保育を希望の方
	内 容	・原則的な保育時間は8時間以内です。
保育標準時間 (2号・3号認定)	対象者	・保育短時間以外の方
	内 容	・原則的な保育時間は8時間以内で、最長11時間まで預けることができます。

2 入園の申込みについて

—町内認可保育園を希望の場合—

4月入園

用紙配布 11月2日から11月14日まで(配布場所:各保育園)

選考受付 11月16日から12月11日まで(受付場所:各保育園)

※4月以降の入園を予定されている場合も、上記期間に申込みをしてください。

途中入園(随時)

上記期間以外は、次のとおり申込受付をします。

【佐用町内に住所のある方】

- ◇ 申込受付場所 保育園又は佐用町役場 健康福祉課 子育て・福祉室
- ◇ 申込締切日 入園希望月の前月20日が申込締切日となります。(20日が、土曜日・日曜日・祝日の場合は前開庁日となります。)

【佐用町外に住所のある方】

- ◇ お仕事の都合等で住所が佐用町外の方で町内の保育園に入園を希望される方は、住所のある市区町村の担当課へ申込みをしてください。申込書は、お住まいの市区町村のもので結構です。申込締切日は市区町村によって異なりますのでご確認ください。

—お申込みされる方へ—

- ・ 定員以上の申込みがある場合、入所希望者の家庭状況等を審査のうえ保育を必要とする程度の高い児童から順次入所決定することになります。このため、第2、第3希望保育所への利用調整や待機となる場合がありますのでご了承ください。
- ・ 入園申込後、入園の必要がなくなった場合は、速やかに健康福祉課子育て・福祉室へご連絡ください。
- ・ 提出された書類が、虚偽と判明した場合は、入園はできません。

—他市区町村を希望の場合—

- ◇ 申込受付場所 佐用町役場 健康福祉課 子育て・福祉室
 申込後、希望保育所のある市区町村へ協議をします。申込書及びその他の必要書類は市区町村によって異なる場合があります。あらかじめ、希望する保育所を管轄する市区町村に締切日、必要書類、空き状況、担当者などを確認の後、お申込みください。
- ◇ 申込締切日 市区町村によって、保育所入所の受入月、申込締切日等が異なりますので、希望保育所のある市区町村へご確認ください。

2-1 申込み時の必要書類

【提出書類】

- (1) 支給認定申請書 ☆ 新規入所希望児童のみ
- (2) 入園申込書兼保育児童台帳 ☆★新規・継続入所希望とも
- (3) 保育を必要とすることを証明する書類 ☆★新規・継続入所希望とも
- (4) 口座振替依頼書 ☆ 新規入所希望児童のみ
- (5) 保育時間申請書（16時以降保育希望の場合のみ） ☆★新規・継続入所希望とも

— 両親など主たる保護者は、下記に該当する書類が必要です。また、同居祖父母・叔父叔母（69歳以下）がある場合は、申立書を提出してください。—

保育を必要とする理由	必要書類
① 就 労 (家庭外労働・家庭内労働)	就労等証明書 (事業所または民生委員の証明が必要です) ※69歳以下の同居祖父母・叔父叔母は、申立書
② 母親の出産	就労等証明書 ※母子手帳の写しを添付
③ 親の疾病等	就労等証明書 ※障がいの場合、障害者手帳等の写しを添付
④ 病人の看護等	就労等証明書 ※障がいの場合、障害者手帳等の写しを添付
⑤ 家庭の災害	申立書
⑥ 求職活動	就労等証明書 ※ハローワークの「求職受付票」の写しを添付
⑦ 就 学	在学証明書の写し、合格通知書の写し
⑧ 育児休業取得後既に 保育を利用している	就労等証明書 ※事業所の証明が必要
上記以外の理由	申立書

該当者のみ提出の必要な書類

母子・父子家庭の方	児童扶養手当証書の写し
別居中の方	離婚調停（裁判）を証明する書類 ※上記書類を提出できない場合、別居中配偶者の就労証明書等が必要となります。
生活保護受給中の方	生活保護受給証
同一世帯に身体障害者等がいる方	身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書等の写し
令和2年1月1日時点で町外在住者	保護者の（父、母双方とも）前住所地の住民税課税証明書

※ 所得税非課税世帯で、児童扶養手当を受けておられる方、世帯員に身体障害者手帳・療育手帳・特別児童扶養手当・障害基礎年金の交付（給付）を受けている方がおられる場合は、保育料軽減対象となる場合があります。

3 保育料について

【保育料の算定】

毎月の保育料は、保護者の前年分及び当年分の町民税額等をもとに、町が定める規則に基づき、子どものための教育・保育利用者負担基準額表（次ページ参照）により決定します。このため、同意を頂いたうえで、保育料算定に必要な情報及び世帯情報を閲覧させていただきます。

※ 生計の中心者の税額で保育料を算定しますので、必ずしも父母の所得内容だけで算定されるとは限りません。

【算定時期】

◇ 4月～8月分保育料

前年分の町民税等により算定します。

◇ 9月～3月分保育料

当年6月以降に確定する当年度の町民税等により算定します。

【保育料の請求・納入方法】

◇ 保育料は、口座振替によりお支払いいただきます。毎月25日が振替日となります。25日が土・日・祝日のときは、翌営業日となります。

◇ 残高不足等で口座振替ができなかった場合は、納付書をお送りしますので、納期限までに役場本庁各支所窓口又は指定金融機関及び収納代理金融機関で納付してください。

【幼児教育・保育の無償化】

◇ 2019年10月より、3～5歳児の保育料が無償化されています。

※ 町では、2号認定児の副食費の実費負担も無償としています。

■令和元年度(10月～) 利用者負担基準額(月額)

◆2号・3号認定を受けた者の利用者負担額基準表

佐用町

入所児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額				児童に兄弟姉妹がいる場合	
			3号認定 3歳未満児	(参考) 国基準	2号認定			(参考) 国基準
階層	定義	3歳児			4歳以上児	国基準		
01	A	生活保護法による被保護世帯	0	(0) (0)	0	(0) (0)	同一世帯に18歳以下の範囲で兄弟等がいる場合、最年長児童から順に 2人目以降は無料	
02	B	町村民税非課税世帯	0	(0) (0)	0	(0) (0)		
03	C1	町民税均等割のみの世帯	9,300 9,200		0			
04	C2	町民税所得割のある世帯 所得割課税額	8,000円未満	11,000 10,900	(19,500) (19,300)	0		(0) (0)
05	C3		48,600円未満	12,700 12,500		0		
06	D1		65,000円未満	14,400 14,200		0		
07	D2		77,101円未満	16,100 15,900	(30,000) (29,600)	0		(0) (0)
08	D3		97,000円未満	19,500 19,200		0		
09	D4		142,000円未満	24,300 24,000	(44,500) (43,900)	0		(0) (0)
10	D5		169,000円未満	29,000 28,600		0		
11	D6		301,000円未満	39,700 39,100	(61,000) (60,100)	0		0
12	D7	301,000円以上	48,000 47,200	(80,000) (78,800)	0	0		(0) (0)

※ 2号認定児の副食費は免除(3号認定児は保育料に含む)

○ B、C1、C2、C3、D1、D2 階層で母子・父子・在宅障害児(者)のいる家庭

入所児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額				児童に兄弟姉妹がいる場合
			3号認定 3歳未満児	(参考) 国基準	2号認定		
階層	定義	3歳児			4歳以上児	国基準	
02	B	所得税非課税世帯	0	(0) (0)	0	(0) (0)	同一世帯に18歳以下の範囲で兄弟等がいる場合、最年長児童から順に 2人目以降は無料
03	C1	町民税均等割のみの世帯	3,700 3,600		0		
04	C2	町民税所得割額 8,000円未満	4,400 4,300	(9,000) (9,000)	0	(0) (0)	
05	C3	町民税所得割額 48,600円未満	5,000 4,900		0		
06	D1	町民税所得割額 65,000円未満	5,700 5,600	(9,000)	0	(0)	
07	D2	町民税所得割額 77,101円未満	6,400 6,300	(9,000)	0	(0)	

※ 2号認定児の副食費は免除(3号認定児は保育料に含む)

◆1号認定を受けた者の利用者負担額基準表

入所児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額 (単位:円)	国基準	
01	A	生活保護法による被保護世帯	0	(0)	
02	B	町民税非課税世帯及び所得割額のない世帯	0	(0)	
03	C	町民税所得割のある世帯 所得割課税額	77,100円以下	0	(0)
04	D		211,200円以下	0	(0)
05	E		211,201円以上	0	(0)

○ B、C 階層で母子・父子・在宅障害児(者)のいる家庭

入所児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額 (単位:円)	国基準
02	B	町民税非課税世帯及び所得割額のない世帯	0	(0)
03	C	町民税所得割額 77,100円以下	0	(0)

※ 国施策の動向により変更になる場合があります。

4 保育園とは

保護者の就労や病気等により、家庭で児童を保育することができないときに、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

保育の実施は、0歳（原則として生後8か月を経過した翌月）から就学前までの児童が対象です。

入園は原則として、毎月1日付けとし、小学校就学前までの入園を必要とする期間となります。ただし、その期間内であっても家庭状況の変化等により、家庭での保育が可能と認められる場合は、退園となります。

4-1 保育時間

- ◇ 開園 午前7時30分
- ◇ 保育短時間 平日（月曜日～金曜日） 午前8時00分～午後4時00分
土曜日 午前8時00分～午後4時00分
- ◇ 保育標準時間 平日（月曜日～金曜日） 午前8時00分～午後6時30分
土曜日 午前8時00分～午後4時00分

平日	7時30分	8時		4時	6時30分
	開園		基本保育		希望保育
	開園		基本保育		
土曜日	7時30分	8時	正午	4時	

- ◇ 保育園規模適正化（保育園の統廃合）の協議により、統合後の保育園では、平日の保育時間、土曜日の保育時間等が上記と異なる場合があります。詳しくは、各保育園にお問い合わせください。

4-2 ならし保育

- ◇ 入園当初は、入園児童が保育園生活にスムーズに慣れるよう、徐々に保育時間を延ばしていく「ならし保育」を実施します。具体的な日程につきましては、児童の様子を見ながら判断いたしますので、ご協力をお願いいたします。

4-3 保育内容

【保育理念】

未来に向かってはばたく「夢」をはぐくむ保育・教育の充実

【保育方針】

一人ひとりを大切にする保育 ～家庭・保育・教育の連携～

- ・主体性を尊重する保育
- ・環境を通して行う保育
- ・保護者と共に行う保育



【保育目標】

- 1 明るく元気な子
- 2 意欲のある子
- 3 思いやりのある子
- 4 自然にふれあう子
- 5 自分で考えて行動する子

【保育園の一日の生活】

時 間	主な活動	主な内容
7:30	開園	
8:00	基本保育 自由遊び 発達段階をふまえた保育 給食	健康チェック 持ち物の始末 季節の味を取り入れた献立
11:30	歯磨き・休息 自由遊び	主に戸外活動
13:00		未満児は午睡
15:00	おやつ 降園準備	手作りおやつなど 健康チェック 持ち物確認
16:00	降園 希望保育	
18:30	降園	保育標準時間認定児童のみ

※時間帯は各保育園、年齢によって多少異なります。

※保育園規模適正化（保育園の統廃合）の協議により、保育時間や延長保育時間が上記と異なる場合があります。詳しくは、各保育園にお問い合わせください。

【給食】

乳幼児の食事は、著しい成長発達に必要な栄養素の供給だけでなく将来の食事習慣の基礎を築き、心とからだを育てるうえで極めて大切なものです。

このような考えから子どもの発育と年齢に見合った献立に基づき、各保育園の調理室で手作りを心がけて調理しています。

4-4 入園後のお願い

保育園は家庭で保育できないお子さんをお預かりする施設です。入園後も家庭で保育できない状態が続いていることが必要です。状態に変更がある場合は届を提出してください。

【家庭の状況に変更があった場合】

- ◇ 住所が変わったとき・・・保育の実施変更届
- ◇ 勤務先が変わったとき・・・保護者等の就労等証明書
- ◇ 氏名が変わったとき・・・保育の実施変更届
- ◇ その他家庭の状況が変わったとき・・・保育の実施変更届

【休園する場合】

保育園長にあらかじめ報告してください。ただし、保育料は通常どおりお支払いいただきます。休園は3か月までとなりますので、3か月を超える場合は退園していただきます。

5 退園について

- ◇ 家庭での保育が可能となった場合や転出等で退園する場合は、「退園届」の提出が必要です。
- ◇ 保育の実施基準に該当しなくなった場合（保護者の退職等）は、保育実施期間内でも退園していただく場合があります。
- ◇ 佐用町外へ転出し、引き続き同じ保育園に通園を希望されるときも、「退園届」の提出が必要です。

6 一時的保育サービス

仕事や学校及び冠婚葬祭等の事情により児童を保育できない場合、一時的に保育するサービスです。

【一時保育サービスの内容】

◇非定型的保育サービス

保護者の断続的な就労や短時間就労、職業訓練、就学等により週1～3日だけ、家庭での保育が困難となる就学前の児童を対象とする保育サービス。原則週3日、月12日以内

年度単位（4月～翌年3月）で申込みができます。

◇緊急保育サービス

保護者の疾病、災害、事故、出産、看護、介護等の緊急な理由や冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない理由により、短期的に家庭での保育が困難となる就学前の児童を対象とする保育サービス。原則として1か月程度まで。就労、就学、求職の理由では利用できません。利用の都度申し込んでください。

◇私的理由による保育サービス

保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消する等の私的理由により、短期的に家庭での保育が困難となる就学前の児童を対象とする保育サービス。原則として2週間程度まで。

利用の都度申し込んでください。

【利用料金】

3歳以上児1日当たり1,000円、3歳未満児1日当たり1,500円となります。

【申込方法】

ご利用を希望される日の10日前までに、利用を希望される保育園へお問合せのうえ、「一時的保育事業利用申請書」を提出しお申込みください。ただし、緊急保育サービスの場合は前日（場合によっては当日）までお申し込みを受け付けます。

【実施保育園】

（実施保育園） 町内全保育園

（利用時間） 平日（月曜日～金曜日） 午前8時～午後4時（6時30分まで延長可能）
土曜日 午前8時～午後4時



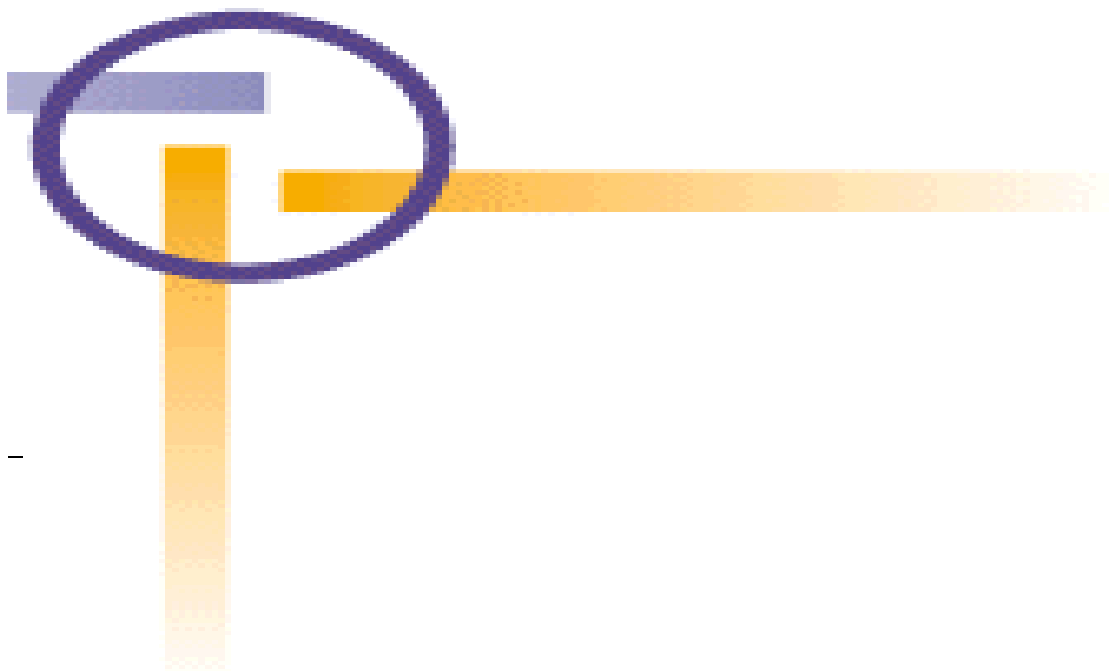
■町内保育園

保育園名	利用定員	所在地	電話	開設
佐用保育園	130	長尾905番地9	82-2946	H26.4.1
利神保育園	45	平福1408番地	83-2225	H26.4.1
上月保育園	90	上月880番地	86-0103	H27.4.1
南光保育園	70	林崎935番地	78-0059	H29.4.1
三日月保育園	60	三日月1107番地	79-2221	S47.1.1

※基本的な保育時間は、午前8時から午後4時までの8時間。

※保育標準時間利用の場合、最長11時間まで。

Memo



〒679-5380
佐用町佐用 2611 番地 1
佐用町役場健康福祉課
子育て・福祉室子育て支援係
TEL82-0661 FAX82-0144
E-mail fukushi@town.sayo.lg.jp